

## 令和7年度第5回丸亀市文化芸術推進審議会（書面会議）会議録

日 時	令和7年11月10日（月）
出席者 (回答者)	大澤寅雄、河口教昌、近藤清志、嶋田典人、高橋勝子、中井今日子、橋本一仁、広谷鏡子、森合音、山下高志、吾妻春満美、山口雄一
議 題	審議事項 (1) 第二次丸亀市文化芸術基本計画（素案）について2

### 発 言 要 旨

議題 審議事項 (1) 第二次丸亀市文化芸術基本計画（素案）について2

回答者 12名、うち意見あり5名

意見等は以下のとおり（順不同）

（大澤委員）

31ページの「第6章 本計画の進行管理」の4段落目で「検証結果は、計画内容の見直しや次年度の実施事業、新規事業の検討等に活用します。事業のインパクト評価を見据え、企画段階から様々な主体との丁寧な対話を重ね、事業の価値を引き出すことにつなげます。」とあります。この部分で、文化芸術の推進に関するアドボカシー（政策提言、意識啓発、行動喚起など）の展開も含まれられるとよいと思います。以下のように追記してはいかがでしょうか。

「検証結果は、計画内容の見直しや次年度の実施事業、新規事業の検討等に活用するとともに、市民に対して文化芸術の推進の成果や効果を公表します。事業のインパクト評価を見据え、企画段階から様々な主体との丁寧な対話を重ね、事業の価値を引き出し、さらなる市民の理解や関心を広げ、深めます。」

→（市）

・31ページの4段落目について、ご意見のとおり修正いたします。

（近藤委員）

P31 第6章本計画の進行管理において、「評価については、計画の実行性を高めるため～」との記述があるが、実行性という言葉の意味からして、この記述は適当であるか、実効性とすべきではないか、再検討をお願いします。

→（市）

・ご意見のとおり、P31の「実行性」を「実効性」に修正いたします。

(高橋委員)

意見というほどではありませんが、改めて読み返すと、少し気になる文言がありましたので、提案させていただきます。言い回しの違いだけですので、ご検討ください。

①P26 の第 1 節の基本的施策

●1-(2) 文化芸術による子どもの育成

↑

文化芸術を通じた子どもの育成

理由：「による」だと限定的な響きがありますが、「通じた」は媒介やきっかけとなりひろがるイメージが持たれます。

②P28 の第 3 節の基本的施策

●3-(1) 多様な特性を持つ人がともに文化芸術体験する仕組みづくり

↑ 文章的に少し違和感がありますので、修正提案します

↓

多様な背景や特性を持つ人々が、ともに文化芸術を体験できる環境の整備

又は仕組みづくり

→ (市)

- ・ 基本的施策 1-(2) 「文化芸術による子どもの育成」を「文化芸術を通じた子どもの育成」に修正いたします。また、「媒介」から派生して「介した」という表現を検討しましたが、行政的な響きが強く、市民の皆さんに自然に伝わりにくくと判断しましたので、同じ意味を持つ「通じた」という表現を採用しました。
- ・ 基本的施策 3-(1) 「多様な特性を持つ人がともに文化芸術体験する仕組みづくり」を「多様な特性を持つ人々が、ともに文化芸術を体験できる仕組みづくり」に修正いたします。また、ご提案いただいた「多様な背景」という表現については、基本的施策 2-(2)で言及していること、さらに本施策では特に障がいのある人への取組を強調したいことから、ここでは表現しないことといたしました

(中井委員)

第二次丸亀市文化芸術基本計画（素案）2に関する意見（所感）

■ 23 ページ上段「基本方針 1」 4 行目に出でくる“非認知能力” 云々のくだり

この場合の非認知能力とは、自己肯定感や協調性、忍耐力等数値化できない能力だと思うが、一般的にわかりにくく、（＊）注釈を付けた方がよいのでは？

■ 27 ページ下段「基本方針 2」に位置付けられる具体的な取組例（令和 8 年度まで）

2-(2) に記されている“現代サーカス”は、特定の文化施設の活用には限らないかもしれないが、むしろ“本物の芸術に触れる体験” や“美しさと感動” という文言が使われている 2-(1) に当てはまるのではないか？

■ 31 ページ中段

成果指標の説明の中で多用されている“定性的” という表現は、（＊）で注釈を付けてはどうか。比較される“定量的” という言葉と併せ使われているのでわかると思うが、非常に役所的な（時に学術的な）表現で、HP 等で市民向けに公開されるものにはやさしくない気がする。

■ 37, 38 ページの委員名簿

中井のところをフリーアナウンサー 香川県情報発信参与（地域振興）と変更していただけませんか？コラムも書いてはいますが、現在職業として表記しないことが多くなっているので。

→ (市)

- ・23 ページの「非認知能力」について、ご意見のとおり注釈を付けます。
- ・ご意見のとおり、27 ページの「現代サーカス」の芸術性は、基本的施策 2-(1)にも該当します。令和 6 年度においては、異なる分野との交流により新しい価値を創造することを一つの目的としていたため、基本的施策 2-(2)の取組例に挙げておりましたが、この意図を具体例の枠組みの中で市民に理解していただくことは難しいと考えられること、さらに同じく取組例にある「課題解決型ワークショップ」に包括できる内容であることから、取組例から「現代サーカス」を削除いたします。
- ・31 ページの「定性的」について、ご意見のとおり注釈を付けます。
- ・37, 38 ページの所属等について、ご意見のとおり修正いたします。

(山下委員)

■意見 1

12 頁の 丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の丸亀市民の利用者数の課題

前回の審議会でも提案させていただきましたが、「市民の利用者数が 1 割にも満たないことも課題」に対して、市民アンケートでは「入場料交通費などの費用がかかりすぎる 12.1%」となっています。この対策として下記を提案します。

1. 一度購入すると 1 年間の本展・コレクション展が見放題

市民年間パス（500 円 or 無料化）

ヤングパス 大学生から 30 歳位まで（500 円 or 無料化）

2. 市民無料デーの設定（月 1 回／毎月第 1 日曜など）

■意見 2

21 頁の基本理念 誰もが心豊かに暮らせる社会の実現

新たな基本理念においてウェルビーイングの概念を導入された点は、文化芸術の価値を現代的に示す重要な前進だと受け止めています。ウェルビーイングは、精神的な安らぎや人とのつながりに加え、地域との関係性や誇り、参加の機会など、まちづくりと密接に関連する包括的な概念です。

一方で、第一次計画の柱であった「文化芸術を生かしたまちづくり」は、「丸亀市総合計画」で包括的に扱われているために、本計画の各方針や施策においても踏まえられていることから、基本方針としては個別に明記しないと記述されています。

その結果、「文化芸術を生かしたまちづくり」は、「文化芸術・福祉・教育・まちづくり・・・・等の連携による推進体制」という記述に置き換わり、実際の連携体制がどの程度整備されているのかが、市民には見えにくい状況です。

現状の市組織は、文化芸術・福祉・教育・まちづくり・・・・等が別部局に分かれており、横断的な連携を進めるには仕組みづくりが不可欠です。

そのため、計画の中で

- ・どの部局が中核となるのか
  - ・府内会議やワーキングなど具体的な連携の仕組みがあるのか
  - ・今後どのように体制を構築し、連携事業を進めていくのか
- といった点を明確に示していただければ、計画の実効性が大きく高まると考えます。

### ■意見 3

#### 29 頁 用語

「うちわの港ミュージアム」→ 丸亀うちわミュージアム

→ (市)

- ・ご意見 1 について、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館の市民の利用者数を増やすことは本計画素案の基本方針 1 に沿ったものであり、令和 7 年度から実施している市民割も取り組みの一つです。ご提案は今後の美術館との運営協議の中で伝えていきます。
- ・意見 2 について、まちづくりの観点では、「丸亀市総合計画」が行政運営の総合的な指針を示している最上位に位置づけられる計画であり、これを策定する市長公室政策課が中核といえます。また、具体的な連携の仕組みは現時点では確立されておりませんが、今後のまちづくりの体制の構築や連携事業の進め方を含め、第三次丸亀市総合計画素案の中では「行政課題が複合化・多様化する社会情勢の中で、縦割り行政からの脱却を図り、部署を超えて同じ目標に向かって連携できるよう「横串の視点」を明示的に組み込む必要がある。」と示されています。文化芸術の推進においては、本計画の策定や進行管理における関係各課ヒアリングや、分野を横断する事業に関して協議を単発的に行ってている現状ですが、将来的には総合計画の示す連携体制に倣う見込みであることから、30 頁「府内の連携」の記述に留めています。
- ・ご意見 3 のとおり、29 頁「うちわの港ミュージアム」を「丸亀うちわミュージアム」修正いたします。